

(資料1)

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

1

中山間地域等直接支払制度とは

- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って5年間以上農業生産活動を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の創設以降、第1期～第3期対策まで実施し、平成27年度から第4期対策（平成27年度～令和元年度）が開始。

交付単価

急傾斜 ※10aあたり	
地目・傾斜	単価
田（1/20以上）	21,000円
畑（15° 以上）	11,500円

緩傾斜	
地目・傾斜	単価
田（1/100以上）	8,000円
畑（8° 以上）	3,500円

協定の取組事項

○集落マスタープラン【全協定必須】

- ・ 10～15年後の集落の将来像を見据えた、5年間の活動内容及びスケジュール

①農業生産活動等として取り組むべき事項：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 耕作放棄の防止活動
- ・ 農道・水路の管理補修
- ・ 多面的機能を増進する活動

②自律的継続的な農業生産活動等：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- ・ 農用地保全管理体制整備に加えて、下記A～C要件の一つを選択
- ・ A要件（生産性の向上）
- ・ B要件（新たな協定参加者確保）
- ・ C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）

○【任意事項】

- ・ 加算措置
- ・ 集落戦略の作成等

8割単価交付

10割単価交付

※締結した協定の取組活動を5年間以上継続して実施することで交付

令和元年度の制度改正について

加算措置もあります

③ 地域営農体制緊急支援試行加算

平成31年度のみ

担い手を支える地域の体制の強化に取り組む協定に対し、試行的な加算措置を実施します。

【人材活用体制整備型】

新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を行う場合、協定農用地全体に加算します。



【対象活動の例】

- 援農ボランティア、農業体験等を通して行う外部人材の確保
- 就農等を目的とした移住体験の場の提供といった移住促進
- 世代交代の促進 など



援農ボランティアを通じた外部人材の確保

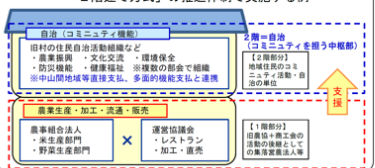
【加算額】

地目にかかわらず 3,000円/10a

【集落機能強化型】

主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体(地域運営組織等)を設立するなど、集落機能を強化する取組を行う場合、協定農用地全体に加算します。

「2階建て方式」の推進体制で実施する例



【対象活動の例】

- 地域づくり、福祉、防犯、農業レストラン経営など、営農以外の機能を伴った団体の設立
- 集落機能を強化するために行う集落内外の営農以外の組織との連携体制の構築など



道の駅を活用した生活支援活動

【加算額】

地目にかかわらず 3,000円/10a

【スマート農業推進型】

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う場合、協定農用地全体に加算します。

【加算額】

地目にかかわらず 6,000円/10a

【対象活動の例】

- 自走式草刈機による法面管理
- ドローンを活用した農業散布 など



自走式草刈機の導入

※ 地域営農体制緊急支援試行加算は、4ページの「農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価)」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。

※ 加算措置が拡充されました

モデル的な優良地区で該当する取組を実施する場合、交付金額がさらに加算されます。
(試行的な取組のため、令和元年度のみ実施)

毛呂山町・滝ノ入集落

[8.5ha・812千円(加算額除く)] 加算額:210千円※精査中

【取組内容】…ユズの収穫ボランティアによる外部人材の活用



当該地域では、近年高齢化等により収穫しきれないユズが多くあるため、外部人材を活用して、収穫してもらうとともに、都市・農村交流を図ります。

平成30年度実績

- 13市町村、62協定で実施（H29比：±0協定）
- 交付面積：347ha（H29比：±0ha）
- 交付金額：30,866千円（H29比：△20千円）



東秩父村・上ノ貝戸集落(H30の様子)

ハナモモを植栽し、地域の景観形成、農家の所得向上を図っている。

平成30年度に国の「豊かなむらづくり全国表彰事業」で上ノ貝戸集落の取組が関東農政局長賞を受賞しました。

令和元年度事業実施計画

- 13市町村、62協定で実施（H30比：±0協定）
- 交付面積：347ha（H30比：±0ha）
- 交付金額：31,069千円（H30比：+203千円）



横瀬町後田集落協定

令和元年度に、一部協定農用地を
「田」→「畑」に変換

所得向上に向け、観光農園の直売所等
で販売するぶどうの栽培を実施予定